

受配者指定寄付金制度について

～私立学校への寄付金は、全額損金算入できます。～

■ 受配者指定寄付金制度とは？

企業等法人から寄付金を日本私立学校振興・共済事業団が受け入れ、寄付者（企業等法人）が指定した学校法人に配付する制度です。

本制度を利用して寄付をした企業等法人は、法人税法上、寄付金の全額を損金として算入することが認められています。

■ 受配者指定寄付金制度のご利用方法

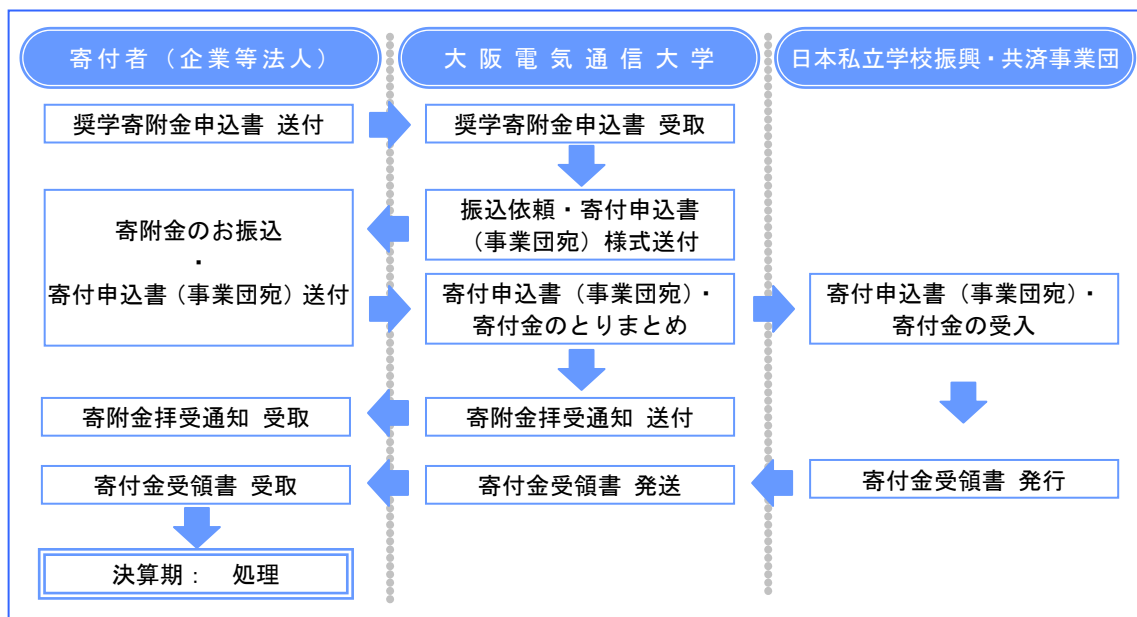
- (1) 本学所定の「奨学寄附金申込書」のほか、日本私立学校振興・共済事業団宛の「寄付申込書」をご提出ください。（後日、様式をお送りします。）
- (2) 決算期の処理には、日本私立学校振興・共済事業団発行の「受領書」が必要です。（「受領書」は、事業団から発行され次第、お送りします。）

■ 留意事項

この寄付金は、「事業団口座への入金日（寄付者⇒大学⇒事業団へ入金）」が属する事業年度において、全額損金に算入されます。

「寄付金の支出日」と同じ事業年度内（支出日以後）の決算期に損金算入予定の場合、遅くとも、決算日の1ヵ月前までに大学へ振込みをお願いします。（大学への入金後、受領書が届くまで2ヵ月程度要することがありますので、事前連絡が必要です）

■ 手続きの流れ



■ お問い合わせ先

大阪電気通信大学 研究支援室

TEL: 072-820-3827

E-mail: ken-shien@osakac.ac.jp